

減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

【船舶 1/1】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
船舶	船舶法(明治32年法律第46号)第4条から第19条までの適用を受ける鋼船		
	漁船	総トン数が500トン以上のもの 総トン数が500トン未満のもの	12 9
	油そう船	総トン数が2千トン以上のもの 総トン数が2千トン未満のもの	13 11
	薬品そう船		10
	その他のもの	総トン数が2千トン以上のもの 総トン数が2千トン未満のもの しゅんせつ船及び砂利採取船 カーフェリー	15 10 11
		その他のもの	14
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船		
	漁船		6
	薬品そう船		8
	その他のもの		10
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除く。)		9
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船		7
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト		8
	その他のもの		
	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採取船 発電船及びとう載漁船 ひき船 その他のもの	7 8 10 12
	木船	とう載漁船 しゅんせつ船及び砂利採取船 動力漁船及びひき船 薬品そう船 その他のもの	4 5 6 7 8
	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船 その他のもの	4 5